

○青森県警察航空機の運用等に関する訓令

平成10年9月1日本部訓令第15号

警察本部
警察学校
各警察署

改正

令和3年3月12日本部訓令第3号

令和3年9月29日本部訓令第21号

青森県警察航空機の運用等に関する訓令を次のように定める。

青森県警察航空機の運用等に関する訓令

青森県警察航空機使用管理に関する訓令（昭和59年11月青森県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 警察航空隊（第4条—第13条）
- 第3章 運用（第14条—第28条）
- 第4章 安全管理（第29条—第34条）
- 第5章 整備（第35条・第36条）
- 第6章 事故発生時の措置（第37条—第40条）
- 第7章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、青森県警察において装備する航空機（以下「航空機」という。）の運用、整備等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 航空機の運用、整備等については、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この訓令における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）航空基地 青森県警察が航空機の運用、整備等のため設置した事務所、格納庫、駐機場、誘導路その他これらに付属する施設をいう。
- （2）航空業務従事者 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する航空従事者（以下「航空従事者」という。）並びに航空基地及び航空機の運用、整備等に従事する者をいう。
- （3）飛行場外離着陸場 法第79条ただし書きの規定により、警察本部長（以下「本部長」という。）が航空機の離着陸に使用するため、国土交通大臣の許可を受け設定した場所をいう。
- （4）警察無線電話局 航空機に搭載の携帯用無線電話局と通信可能な車載用無線電話局、携帯用無線電話局及び中継所の無線電話局並びに航空局及び航空機局をいう。

第2章 警察航空隊

（任務）

第4条 警察航空隊（以下「航空隊」という。）は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことをその任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たっては、航空隊は、必要に応じて、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門との連携を図るものとする。

(管理責任者)

第5条 航空基地及び航空機等(規則第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)の管理責任者は、警備部長とする。

2 管理責任者は、航空基地及び航空機等の運用、整備等について責任を負うものとする。

3 管理責任者は、航空基地及び航空機等の運用、整備等の事務について、警備部警備第二課長(以下「警備第二課長」という。)に処理させることができる。

(安全運航管理者)

第6条 航空機の総合的運用の推進と安全運航についての事務を掌理するため、安全運航管理者を置く。

2 安全運航管理者は、警備第二課長とする。

(隊長の職務)

第7条 隊長は、第10条第1項の航空業務計画に従って航空隊を運営し、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次に掲げる業務を統括するものとする。

(1) 航空機の運航及びその安全に関すること。

(2) 航空機等の整備に関すること。

(3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

2 隊長は、航空隊の運営に当たっては、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門と緊密に連携させなければならない。

(運航責任者)

第8条 規則第9条に規定する運航責任者(以下「運航責任者」という。)は、航空従事者たる警察官の中から安全運航管理者が指定する。ただし、隊長が航空従事者である場合には、これに兼ねさせることができる。

2 運航責任者は、第7条第1項各号に規定する業務を行う隊長を補佐するものとする。

3 運航責任者に事故があるときは、安全運航管理者があらかじめ指定する航空従事者がその職務を代行するものとする。

(安全担当者)

第9条 規則第10条第1項に規定する安全担当者は、航空従事者の中から安全運航管理者が指定する。

2 安全担当者は、運航責任者の指揮を受け、規則第10条第1項に規定する業務を行うものとする。

(航空業務計画)

第10条 安全運航管理者は、本部長の命を受け、規則第4条第3項の規定に基づき毎年度の航空業務計画を策定しなければならない。

2 安全運航管理者は、前項の規定により策定した航空業務計画に基づき、関係職員に対し、所要の教育訓練を行わなければならない。

3 隊長は、第1項の航空業務計画に基づき、次の各号に掲げる業務計画を作成し、本部長の承認を受けなければならない。

(1) 航空事故防止計画

(2) 四半期別整備計画

(3) 四半期別訓練計画

(4) 月別運航計画

(飛行場外離着陸場)

第11条 安全運航管理者は、本部長の命を受け、各警察署の管轄区域内に飛行場外離着陸場を設定しなければならない。

2 飛行場外離着陸場の設定及び使用に関する事項は別に定める。

(勤務制)

第12条 航空隊の勤務は通常勤務とする。

2 本部長は、治安情勢等を勘案して必要と認められるときは、前項に規定する勤務制を変更することができる。

(勤務種別)

第13条 航空隊に勤務する航空業務従事者の通常時における勤務は、航空機警ら及び待機(以下「航空機勤務」という。)とする。

- 2 航空機勤務における航空機警らにおいては、航空機の機動力を活用し、広域にわたり巡航することにより実態把握及び異常事象の発見に努めるとともに、通信指令課等と連携を保ち、緊急事態の発生に際しては現場等に急行して初動的な措置を行うものとする。
- 3 航空機勤務における待機においては、指定された場所で、緊急事態が発生した場合に直ちに出勤できる体制を保持し、航空機等の点検整備及び書類の作成、整理等に当たるものとする。

第3章 運用

第14条 削除

(月間運航計画)

第15条 隊長は、航空機の効率的な運用を図るため、毎月、月末までに事件又は事故の発生状況等を勘案した翌月の月間運航計画を策定するものとする。

(支援申請)

第16条 所属長は、航空機の支援を必要とするときは、本部長に対して航空機の支援を申請するものとする。

(搭乗申請)

第17条 所属長は、航空機に所属職員を搭乗させる必要があるときは、本部長にその搭乗を申請するものとする。

(支援等の申請手続)

第18条 前2条に規定する支援又は搭乗(以下「支援等」という。)の申請手続は、別表第1に定める区分によるものとする。

- 2 所属長は、緊急に航空機の支援等を必要とする事情が生じたときは、前項の規定にかかわらず、電話その他適宜の方法により申請することができる。この場合において、所属長は、事後速やかに申請書(甲)2通を提出しなければならない。

(支援等の承認)

第19条 本部長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があった場合において、その支援等の目的、日時、飛行区域(飛行経路)、搭乗者等について審査し、適当と認めるときは、その都度支援等を承認するものとする。

- 2 前項の承認は、航空機支援等承認書(甲)(別記様式第1号。以下「承認書(甲)」という。)を所属長に交付して行うものとする。

(連絡調整)

第20条 所属長は、航空機の支援等を承認されたときは、運航の安全を確保し、航空機を効率的に活用するため、あらかじめ安全運航管理者と必要な細部事項について十分な連絡調整を行わなければならない。

(搭乗手続)

第21条 搭乗者は、航空機に搭乗しようとするときは、承認書(甲)を規則第12条に規定する機長(以下「機長」という。)に提示しなければならない。

- 2 第18条第2項の規定により承認を受けて搭乗しようとする者は、機長にその旨を告げて警察手帳、身分証明書等を提示するなどにより、身分を明らかにしなければならない。

(情報通信部の申請手続等)

第22条 東北管区警察局青森県情報通信部における航空機の支援等の申請手続、支援等の承認、連絡調整及び搭乗手続については、第16条から第21条までの規定を準用する。

(警察職員以外の者の支援等の申請手続等)

第23条 本部長は、警察職員以外の者から航空機の支援等の申請があった場合において、当該申請が警察活動に準ずるものであり、かつ、航空機の支援等を真に必要と認めるときは、日時、飛行区域(飛行経路)、搭乗者等を審査し、その支援等を承認することができるものとする。

- 2 前項の申請については、第18条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第18条第1項及び第2項中、「申請書(甲)」とあるのは、航空機支援等承認申請書(乙)(別記様式第2号。以下「申請書(乙)」という。)と読み替えるものとする。

- 3 第1項の承認は、航空機支援等承認書(乙)(別記様式第2号。以下「承認書(乙)」という。)を当該申請者に交付して行うものとする。この場合において、安全運航管理者は運航の安全を確保し、航空機を効率的に活用するため、申請者と十分な連絡調整を行わなければならない。

4 機長は、警察職員以外の者を搭乗させる場合においては、第21条の規定に準じて承認書（乙）、身分証明書等を提示させるほか、誓約書（別記様式第3号）を提出させるものとする。ただし、本部長がその必要がないと認めた者については、この限りでない。

（警察職員以外の者の搭乗基準）

第24条 前条第1項に規定する警察職員以外の者の搭乗は、次の各号に掲げる場合に限り承認することができるものとする。

- (1) 防災、公害防止等警察業務と関連する業務の遂行に資するため、地方公共団体の職員その他の関係者を搭乗させる場合
- (2) 警察広報に必要な範囲内で報道関係者を搭乗させる場合
- (3) 青森県知事等公的機関の長からの要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮して必要と認められ、かつ、警察業務の運営上支障がないと本部長が判断する場合
- (4) その他本部長が必要と認める場合

（支援等の申請手続の例外）

第25条 次の各号に該当する場合は、支援等の申請手続を必要としないものとする。

- (1) 被救助者、被保護者又は護送被疑者を搭乗させる場合
- (2) 被救助者等に対する医療措置のため、医師等を搭乗させる場合
- (3) 資格の取得及び航空機の検査のため検査官等を搭乗させる場合
- (4) その他本部長が必要と認める場合

（搭乗者の遵守事項）

第26条 搭乗者は、機長の指示に従うほか、別表第2の搭乗者注意事項を遵守しなければならない。

（飛行場外離着陸場における安全措置）

第27条 安全運航管理者は、航空機の運航に当たり飛行場外離着陸場を使用する必要があるときは、その都度事前に当該飛行場外離着陸場の所在地を管轄する警察署長に使用目的、日時その他必要な事項を連絡しなければならない。

2 警察署長は、管轄区域内の飛行場外離着陸場が、航空機の運航に使用される場合においては、別に定めるところにより安全を確保するための措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、緊急用務その他のやむを得ない事情のため、航空機が飛行場外離着陸場以外の場所を離着陸に使用する場合について準用する。

（航空機支援等結果報告）

第28条 所属長は、航空機の支援等を受けた場合においては、その結果を航空機支援等結果報告書（別記様式第4号）により、本部長に報告しなければならない。

第4章 安全管理

（航空業務従事者の心構え）

第29条 航空業務従事者は、常に関係法令の研究及び技術の向上を図り、航空機の安全運航の確保及び航空業務の円滑な遂行に努めなければならない。

（航空機運航安全基準）

第30条 安全運航管理者は、航空機の安全な運航を図るため、航空機運航安全基準を定めなければならない。

2 航空従事者は、前項の航空機運航安全基準を遵守し、航空機の安全な運航に努めなければならない。

（運航判断）

第31条 機長は、航空機の運航に際し、気象条件その他の事情により、運航が困難であると認めたとき、又は運航計画を変更することが必要であると認めたときは、安全運航管理者の承認を得て、運航の中止、変更その他の措置をとることができる。

2 安全運航管理者は、機長が前項に規定する措置をとったときは、関係者に所要の連絡を行うものとする。

（安全飛行の措置）

第32条 機長は、飛行中、航空機の状態その他から判断して、あらかじめ定められた飛行計画に従った飛行が困難であると認めたときは、直ちに飛行計画の変更その他適切な措置を講じなければならない。

2 機長は、前項に規定する措置を講じたときは、直ちに安全運航管理者に対し、その状況を報告しなければならない。

(通信連絡)

第33条 機長は、飛行に当たっては、常時、携帯用無線電話局を開局し、警察無線電話局と緊密な通信連絡を行い、航空機の位置及び飛行状態を明らかにするよう努めなければならない。

(防護計画)

第34条 安全運航管理者は、航空基地における火災その他の事故の防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機等の防護に必要な計画を策定しておかななければならない。

第5章 整備

(整備)

第35条 隊長は、機長及び法第24条に規定する航空整備士に、規則第21条の規定に基づく航空機の整備を実施させ、機能の保持に努めなければならない。

2 安全運航管理者は、規則第21条に規定する航空機の整備のため運休する場合は、その状況を本部長に報告するとともに、各所属長に連絡するものとする。

(整備実施基準)

第36条 安全運航管理者は、航空機整備業務を確実、かつ、適正に実施し、航空機の安全性を確保するため、航空機整備実施基準を定めなければならない。

2 航空従事者は、前項の航空機整備実施基準を遵守し、航空機の機能保持に努めなければならない。

第6章 事故発生時の措置

(機長の措置)

第37条 機長は、飛行中において機械の故障、気象の急変その他の理由により、航空機に危難が生じた場合又は危難が生ずるおそれがあると認めるときは、人命の安全を図るために必要な措置をとるとともに、直ちに警察無線電話局に緊急通信を行わなければならない。

2 機長は、規則第15条第2項に規定する航空機事故（以下「航空機事故」という。）が発生したときは、無線通信その他の方法により最寄りの警察機関、航空管制機関等に対し、次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 機長又は航空機の使用者の氏名若しくは名称
- (2) 事故の発生した日時及び場所
- (3) 航空機の国籍、登録記号、型式及び航空機の無線局の呼出符号
- (4) 航空機の事故の概要
- (5) 人の死傷又は物件の損壊概要
- (6) 死亡者又は行方不明者のある場合には、その者の氏名その他参考となる事項
- (7) 前各号のほか、必要と認める事項

(警察職員の措置)

第38条 警察職員は、前条第1項に規定する緊急通信を受信したとき、及び第2項の航空機事故を認知したときは、直ちにその内容を本部長に報告しなければならない。

(警察署長の措置)

第39条 警察署長は、管轄区域内において航空機事故の発生を認知したときは、直ちに搭乗員等の救護、事故現場の保存その他必要な措置をとるとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

(事故調査委員会の設置)

第40条 本部長は、航空機事故が発生した場合において、当該航空機事故の原因を明らかにするため必要があると認めるときは、航空機事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会は、本部長が指名又は委嘱する委員をもって構成する。

第7章 雑則

(備付簿冊)

第41条 安全運航管理者は、航空機の運用、整備等の状況を明らかにするため、航空関係法令、規則及び細則に定める簿冊を備え付けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成10年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、当分の間それぞれ改正後のこれらの訓令に規定する様式による書面とみなす。

(青森県警察本部処務規程の一部改正)

3 青森県警察本部処務規程(昭和38年4月青森県警察本部訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(令和3年9月29日本部訓令第21号)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1(第18条関係)

使用の態様	申請期日	申請書類
航空基地、飛行場(法及び航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「施行規則」という。)に規定する飛行場をいう。以下同じ。)又は飛行場外離着陸場を使用する場合	支援等の日の7日前まで	航空機支援等承認申請書(甲) (別記様式第1号。以下「申請書(甲)」という。)2通
航空基地、飛行場及び飛行場外離着陸場以外の場所で、所有者等の承諾(承認)を得て使用する場合	支援等の日の14日前まで	申請書(甲)及び第11条第2項に定める関係書類各2通
法第80条に規定する飛行禁止区域を飛行し、又は法第81条に規定する最低安全高度以下の高度による低空飛行をする必要がある場合	支援等の日の14日前まで	申請書(甲)2通

別表第2(第26条関係)

搭乗者注意事項	
離陸前	<ul style="list-style-type: none">○ 機長と業務遂行に関する打合せを十分行うこと。○ 搭乗準備は、離陸20分前に完了すること。○ みだりに航空機に触れないこと。○ 定められた場所以外では喫煙しないこと。○ 携行品のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。○ 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。○ 高血圧、風邪等で身体に異常のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。○ 用便は必ず済ませておくこと。○ 係員の指示に従って行動すること。○ 頭上の回転翼(主ローター)及び尾部ローターに注意すること。○ 航空従事者の許可なく駐機場、格納庫内等に車両を乗り入れないこと。○ 指定された日時に搭乗できないときは、事前に青森県警察航空隊に連絡すること。
飛行中	<ul style="list-style-type: none">○ 自分の身体に合わせて安全ベルトを調整すること。○ 機長の許可なく喫煙しないこと。○ 機長の許可なく座席から動かないこと。○ 無線通信は、機長の許可を得て行うこと。○ 機内の装備品には、みだりに手を触れないこと。○ 窓を開ける場合は、必ず機長の許可を得て行うこと。○ 写真又はビデオ撮影を行う場合は、器材を窓枠の面から外方向へ出さないこと。○ 機外には、絶対、物を捨てないこと。○ 飛行中、身体に不調を生じたときは、速やかに機長に申し出ること。
着陸	<ul style="list-style-type: none">○ 忘れ物がないか確認すること。○ 機長の許可なくドアを開いたり、降りたりしないこと。○ 帽子又はマフラー等の飛散し易い物品は手に携帯すること。

年 月 日 号

青森県警察本部長 殿

所属長

航空機支援等承認申請書（乙）

航空機支援等について、次のとおり承認くださるよう申請します。

搭 乗 者	氏 名	男 (歳) 女
	住 所	(電話)
	勤務先	(電話)
目 的		
日 時		
搭 乗 地		
飛 行 区 域 (飛行経路)		
携 行 品 等		
緊急の場合 の連絡先		

号

航空機支援等承認書（乙）

上記について、申請のとおり承認する。

年 月 日

青森県警察本部長

別記様式第3号（第23条関係）

年 月 日

青森県警察本部長 殿

搭乗者
住 所
氏 名

誓 約 書

私は、このたび青森県警察本部の航空機に搭乗することになりましたが、下記のことを誓約いたします。

記

- 1 飛行目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中に機体の故障又は天災による事故が発生しましても青森県警察に対し、損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 搭乗に際しては、すべて貴本部係員の指示に従います。

別記様式第4号（第28条関係）

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所属長

航空機支援等結果報告書

日 時	
目 的	
主 たる 飛行区域	
搭乗者の 階級（職） 氏 名	
支援等結果の概要	
航空機による効果（教訓）	